

大和市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び同条第2項の規定により平成30年1月22日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な 経過地
中央林間128号	中央林間三丁目4174番49	中央林間三丁目4174番28	5.00	91.11	
下鶴間225号	下鶴間字乙二号1844番5	下鶴間字乙二号1844番4	5.00	63.60	
南林間163号	南林間七丁目3661番27	南林間七丁目3661番25	4.00	42.07	
西鶴間202号	西鶴間四丁目3447番33	西鶴間四丁目3446番25	4.00	36.12	
上草柳217号	上草柳八丁目1564番1	上草柳八丁目1564番1	6.00 ～6.01	284.02	
上草柳186号	上草柳八丁目1564番5	上草柳八丁目1564番5	5.02	60.21	
上草柳188号	上草柳九丁目1601番17	上草柳九丁目1598番344	6.00 ～6.01	123.08	
上草柳190号	上草柳九丁目1598番344	上草柳九丁目1598番344	6.00	92.28	
下福田336号	福田字甲七ノ区1741番19	福田字甲七ノ区1741番19	4.50	68.67	
下福田338号	福田字甲七ノ区1729番30	福田字甲七ノ区1729番30	4.50	62.12	
下福田340号	福田字甲七ノ区1716番6	福田字甲七ノ区1716番6	4.50 ～4.51	53.33	